

第5部 考察

第5部 考察

本報告書では、これまでの部及び章で、単純集計及びクロス集計を中心に、各設問の傾向を見てきた。

ここでは、それらの結果を踏まえながら、これまでの部及び章で掲載していない図表や、統計資料を活用しながら、調査結果から見えたことを考察としてまとめる。

1 調査対象の外国人住民について

①年齢構造

新宿区の住民基本台帳人口（外国人住民のみ）は、ここ数年で、特に、「15～19歳」、「20～24歳」、「25～29歳」の増加が目立ち、これらの年齢層が外国人住民人口に占める割合（構成比）も増加している。

また、外国人住民人口に占める65歳以上人口、いわゆる高齢化率については、現在2%台である。平成27年1月1日現在「60～64歳」の人が数年後に高齢期に差しかかるようになると、4%に倍増すると考えられる。

	人数			平成25年→	平成26年→	構成比			平成25年→	平成26年→
	平成25年	平成26年	平成27年	平成26年の変化	平成27年の変化	平成25年	平成26年	平成27年	平成26年の変化	平成27年の変化
0～4歳	861	805	813	-56 ↓	8 ↑	2.56	2.36	2.26	-0.20 ↓	-0.10 ↓
5～9歳	838	802	780	-36 ↓	-22 ↓	2.50	2.35	2.17	-0.15 ↓	-0.18 ↓
10～14歳	893	829	805	-64 ↓	-24 ↓	2.66	2.43	2.24	-0.23 ↓	-0.19 ↓
15～19歳	1,401	1,863	2,039	462 ↑	176 ↑	4.17	5.46	5.66	1.29 ↑	0.20 ↑
20～24歳	6,287	6,854	7,844	567 ↑	990 ↑	18.73	20.09	21.78	1.36 ↑	1.69 ↑
25～29歳	6,114	6,210	6,821	96 ↑	611 ↑	18.21	18.20	18.94	-0.01 ↓	0.74 ↑
30～34歳	4,467	4,378	4,271	-89 ↓	-107 ↓	13.30	12.83	11.86	-0.47 ↓	-0.97 ↓
35～39歳	3,308	3,118	3,126	-190 ↓	8 ↑	9.85	9.14	8.68	-0.71 ↓	-0.46 ↓
40～44歳	3,016	2,851	2,850	-165 ↓	-1 ↓	8.98	8.36	7.91	-0.62 ↓	-0.45 ↓
45～49歳	2,217	2,187	2,257	-30 ↓	70 ↑	6.60	6.41	6.27	-0.19 ↓	-0.14 ↓
50～54歳	1,657	1,641	1,673	-16 ↓	32 ↑	4.94	4.81	4.65	-0.13 ↓	-0.16 ↓
55～59歳	1,082	1,123	1,153	41 ↑	30 ↑	3.22	3.29	3.20	0.07 ↑	-0.09 ↓
60～64歳	598	601	663	3 ↑	62 ↑	1.78	1.76	1.84	-0.02 ↓	0.08 ↑
65～69歳	307	337	384	30 ↑	47 ↑	0.91	0.99	1.07	0.08 ↑	0.08 ↑
70～74歳	207	197	217	-10 ↓	20 ↑	0.62	0.58	0.60	-0.04 ↓	0.02 ↑
75～79歳	145	155	138	10 ↑	-17 ↓	0.43	0.45	0.38	0.02 ↑	-0.07 ↓
80歳以上	176	170	182	-6 ↓	12 ↑	0.52	0.50	0.51	-0.02 ↓	0.01 ↑
計	33,574	34,121	36,016	547 ↑	1,895 ↑	100.0	100.0	100.0		

高齢者数	人数			平成25年→	平成26年→
	平成25年	平成26年	平成27年	平成26年の変化	平成27年の変化
65歳以上	835	859	921	24 ↑	62 ↑

高齢化率	高齢化率			平成25年→	平成26年→
	平成25年	平成26年	平成27年	平成26年の変化	平成27年の変化
	2.49	2.52	2.56	0.03 ↑	0.04 ↑

(注) 構成比については、小数点第二位で四捨五入をしているため、100%にならない場合や65歳以上の各年齢を合計しても一致しないことがある。

資料：住民基本台帳（外国人住民のみ） 各年1月1日現在

住民基本台帳人口（外国人住民のみ）を念頭に置きながら、本調査の外国人住民調査における回答者の年齢割合をみると、今回「20～29歳」が39.8%となり、平成19年度から約11ポイント増加し、その分、「30～39歳」をはじめとしたほかの年齢層が減少している（p36参照）。抽出調査であり、なおかつ調査を依頼した全員の回答を得られたものではないが、区の人口構造の変化に近い状況を見ることができる。

②在留資格

「20～29歳」が増加していることの要因の一つとして、在留資格の「留学」が増加していることをあげることができる。次の表は、平成19年度と今回の調査結果における、人数の多い上位10資格を抜粋したものである。

平成19年度から平成27年度までの間に、「出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律」が可決・成立し、それに伴い、平成22年7月1日より、研修・技能実習制度の見直しや、在留資格「留学」と「就学」の一本化が行われている。

そのことを加味したとしても、平成19年度当時には、「留学」と「就学」の合計が19.5%であったのに対して、今回は29.0%と、大きく増加している状況にある。そして、平成27年度の「留学」370人のうち、329人は「20～29歳」である。つまり、若年層の留学生在が著しく増加していることがわかる。

平成19年度			平成27年度		
在留資格	人数	構成比	在留資格	人数	構成比
全体	907	100.0	全体	1,275	100.0
1 永住者	177	19.5	1 留学	370	29.0
2 留学	131	14.4	2 永住者	223	17.5
3 日本人の配偶者等	105	11.6	3 技術・人文知識・国際業務	177	13.9
4 人文知識・国際業務	87	9.6	4 家族滞在	86	6.7
5 家族滞在	77	8.5	5 日本人の配偶者等	70	5.5
6 就学	46	5.1	6 特別永住者	62	4.9
7 技能	40	4.4	7 定住者	59	4.6
8 技術	38	4.2	8 技能	45	3.5
9 定住者	38	4.2	9 教育	39	3.1
10 企業内転勤	30	3.3	10 経営・管理(投資・経営)	35	2.7

③在留資格と日本での滞在期間

本調査は、地域でともに生活する日本人と外国人の現状を把握し、今後の多文化共生施策の推進に向けた基礎資料を得ることを目的としている。外国人住民調査では、日本での滞在期間をたずねている。新宿区での居住年数をたずねたものではないが、日本にどの程度いるのかを見ておくことは、新宿区のまちづくりのためにも、まちへの愛着や関心という観点から参考になるものと考えられる。

先ほど見た在留資格の人数の多い上位10資格別に、区の『新宿区区民意識調査』を参考にし、滞在期間との関係を集約してみたものが下図である。在留資格は在留期間が設けられている背景があることを忘れてはならないが、区の外国人住民で、日本での滞在期間が、「5年未満」は「留学」や「教育」で、「20年以上」は「特別永住者」で高くなっている。そのほか、在留資格をひとつずつみると、「技術・人文知識・国際業務」と「家族滞在」は、「5年未満」と「5年以上～10年未満」に分かれていたり、「永住者」も「10年以上～20年未満」と「20年以上」に分かれているような状況にある。

	n	5年未満	5年10年以上未満	10年以上20年未満	20年以上	無回答
全体	1,275	584	253	218	213	7
	100.0	45.8	19.8	17.1	16.7	0.5
留学	370	343	25	1	0	1
	100.0	92.7	6.8	0.3	0.0	0.3
永住者	223	5	19	103	96	0
	100.0	2.2	8.5	46.2	43.0	0.0
技術・人文知識・国際業務	177	66	74	33	4	0
	100.0	37.3	41.8	18.6	2.3	0.0
家族滞在	86	35	34	13	3	1
	100.0	40.7	39.5	15.1	3.5	1.2
日本人の配偶者等	70	16	25	13	16	0
	100.0	22.9	35.7	18.6	22.9	0.0
特別永住者	62	1	3	3	55	0
	100.0	1.6	4.8	4.8	88.7	0.0
定住者	59	14	14	13	18	0
	100.0	23.7	23.7	22.0	30.5	0.0
技能	45	12	28	4	1	0
	100.0	26.7	62.2	8.9	2.2	0.0
教育	39	29	4	1	0	5
	100.0	74.4	10.3	2.6	0.0	12.8
経営・管理(投資・経営)	35	7	7	17	4	0
	100.0	20.0	20.0	48.6	11.4	0.0

④国籍と年齢

先に在留資格のことを整理してきたが、国籍と年齢のことについて着目してみる。p 37には、年齢を国籍別で見た表が掲載されている。

その表は、今回の回答者で、中国の人であれば「20～29歳」が56.4%を占めている、ベトナムの人であれば「20～29歳」が87.7%を占めている、ネパールの人であれば「20～29歳」が58.5%を占めていると見るものである。また、北米の人であれば「30～39歳」が42.2%、韓国・朝鮮の人であれば「40～49歳」が35.3%、タイの人であれば「40～49歳」が35.0%であるなど、各国籍でどのような年齢層の方が多かったかを見ることができる。また、これらの国籍別の年齢層がイメージしやすいよう、各国籍の平均年齢を概算で算出してみると、本調査に回答した外国人の平均年齢が37.2歳、中国が33.6歳、韓国・朝鮮が45.2歳、ベトナムが26.2歳、ネパールが30.1歳と国別の年齢構成の特徴がつかめる。

2 多文化共生社会に向けて

①新宿区への期待

先に総論的な視点で、区への期待を見ておく。

今回の調査で、「日本人も外国人もともに認め合い、協力し合う暮らしやすいまち」が外国人住民で79.0%、日本人住民で62.5%と高く、期待の程度の違いはあるものの方向性は一致していると考えられる（p 131、p 187、p 213参照）。

また、調査の項目やたずねた方は異なるため、平成19年度でたずねた結果の割合とは比較できないものの、外国人・日本人住民の双方で、期待する方向性の重みは変わっていないと再確認できる。

参考 平成19年度《期待する》の結果

	外国人住民	日本人住民
日本文化と外国文化の両方の特徴を活かしたまちになる	79.4%	53.8%
日本人も外国人もともに区民として尊重され住みやすいまちになる	88.0%	66.5%
さまざまな国の文化が融合し、新たな文化やビジネスを世界に発信する国際的な都市になる	78.8%	60.6%

(注) 平成19年度調査における「大いに期待する」「どちらかといえば期待する」の合計値

②つき合いの程度

期待するまちづくりを確認したところで、個々人の生活場面における接点について見てみる。

外国人住民調査では、日本人住民とつき合いが「ある」は44.0%となっている（p 60、p 198参照）。また、つき合いがない理由は、「話しかけるきっかけがないから」（52.9%）、「つき合う場がないから」（33.9%）、「日本語を話せないから」（25.9%）である（p 60参照）。

一方、日本人住民では、外国人住民とつき合いが「ある」は36.2%となっている。現在、「全くつき合いがない」が44.9%であり、「近所にいない」が16.8%で、これらを合わせると約6割はつき合いのない状況にある。つき合いのある中では、「あいさつをする程度」が26.6%となっている（p 160、p 198参照）。今後については、「あいさつをする程度」が27.5%に増え、「日常生活のことを話す」（4.1%）、「何か困った時に助け合う」（17.5%）、「友人として付き合う」（9.1%）、「家族同様に親しくつき合う」（1.7%）までを合計すると、約6割が何らかの形で接していきたいという考えを持っている（p 160参照）。

しかし、日本人住民の外国人とのつき合いの実態と今後の意識のあり方は、平成19年度とは大きく変化していない。さらに、現在であれば「近所にいない」が、今後であれば「わからない」が、平成

19年度に比べて若干増加している。つまり、平成19年度に外国人とのつき合いを希望していた日本人住民の意識が、実際のつき合いまでには発展していなかったことがわかる。また周囲への無関心さも懸念されることから、近所づき合いの深まりがなかなかはかどらない姿を見ることができる。

③多文化共生のまちづくり推進のために自ら活動したいこと

次に、多文化共生のまちづくりに向けて、区民はどう動こうとしているのかに視点を変える。

外国人住民調査では、自ら活動したいこととして、「地域の日本人との話し合いを行う」(34.2%)と「気軽に話をする」(34.1%)が3割台、「自分たちの国の文化・ことば・料理などを紹介する」(28.9%)、「あいさつするなど声をかけ合う」(28.5%)、「地域の日本人との交流や、イベントを企画する」(28.1%)、「翻訳・通訳などのボランティア活動」(28.0%)、「日本の生活に慣れていない外国人支援の活動(NGO/NPOを含む)への参加・協力」(23.9%)、「生活習慣やルールを相談し合う」(23.1%)が2割台となっている(p124、p209参照)。

一方、日本人住民調査では、「あいさつなど声をかけ合う」(58.6%)が最も高く、続く「気軽に話をする」(28.3%)と「地域の外国人との交流やイベントに参加する」(23.0%)が2割台であるものの、それ以外は2割に満たない(p180、p209参照)。

あいさつについては、前述のつき合いのところでふれているので、ここでは、“話し合う”に着目してみる。

一概に割合を比べられるものではないが、外国人住民で最も高い「地域の日本人との話し合いを行う」に対して、日本人住民調査における「地域の外国人との話し合いを行う」は8.5%にとどまり、10項目中(「その他」、「特になし」、「無回答」を除く)8番目となっている。

また、日本人住民調査では、「生活習慣やルールを相談し合う」が今回15.4%で、平成19年度から約11ポイント減少している。しかし、近所に外国人が住むことについて感じることで、「生活習慣の違いにより、ごみの出し方が悪くならないか心配」が47.6%、「生活習慣の違いにより、部屋から大きな声や物音がしないか心配」が35.4%と、やはり生活習慣の違いを気にしている一面がある(p154参照)。

外国人住民における話し合いのニーズの高さや、日本人住民が外国人住民の生活習慣を気にしながらも、相談し合うことの自発性が今一つ足りないことなどを勘案すると、互いに文化的違いを認め、理解し合うためには、あいさつや気軽な話、イベントなどを契機としながら、“話し合う”というプロセスが大切であり、多様な機会や場の創出が必要であると考えられる。

例えば、外国人住民調査の自由意見をいくつか紹介すると、「町会または新宿区による旅行等のイベントを計画してほしい。そうすれば外国人と日本人との交流の機会を増やせる」、「日本人と外国人の交流活動を行い、地域清掃活動等、外国人の地域活動への参加を奨励する」、「地域活動を増やし、外国人にこのまちに住む日本人との日本語を使った交流の機会をもっと与える」など、関わりを持とうとする前向きな意見が見られる。また、日本人住民調査でも、「マンションの住人を、地域活動に出席するよう誘導する」、「場所によっては町会という横のつながりがあり、積極的に接して、良い事悪い事の相談相手になってあげられたら、もっと身近から親しくなっていけるように思う」、「住民全体が町会等に参加しやすくなるように検討すべき」といった回答が寄せられている。

このような意見に耳を傾けて、住民、町会・自治会、ボランティア、NPOといった団体や関係機関、行政など、さまざまな主体が暮らしやすいまちづくりに向けた情報と目的を共有しながら、多様な機会や場の創出に向け、協働していく必要がある。

④しんじゅく多文化共生プラザ

新宿区では、外国人と日本人の交流施設「しんじゅく多文化共生プラザ」を設置して、日本語学習、資料・情報の提供、交流会や講座等を行っている。プラザは、区の多文化共生社会を進めるうえでの中核拠点である。

しかし残念ながら、外国人住民調査では、「知っていたし利用したこともある」が5.8%、「知っていたが利用したことはない」が18.1%で、特に、「知っていたが利用したことはない」が平成19年度よりも約8ポイント減少した（p123、p208参照）。一方、日本人住民でも、「知っていたが利用したことはない」は16.3%で、平成19年度よりも若干減少したが、外国人ほどの減少幅ではない（p179、p208参照）。

外国人住民について、その一因を探るべく国籍別を見てみると、興味深いことがわかる（フランスについては、今回30人を下回ったことから、除いておく）。

平成19年度と同じ国籍別で比べてみたものが、下の表である。

平成19年度						平成27年度						平成19年度→平成27年度の変化		
	n	利知 用して いたこ とも ある	利知 用して いたこ とは ない	は じ め て 知 っ た	無 回 答		n	利知 用して いたこ とも ある	利知 用して いたこ とは ない	は じ め て 知 っ た	無 回 答	利知 用して いたこ とも ある	利知 用して いたこ とは ない	は じ め て 知 っ た
全 体	907	59	233	597	18	全 体	1,275	74	231	946	24	-0.7	-7.6	8.4
	100.0	6.5	25.7	65.8	2.0		100.0	5.8	18.1	74.2	1.9			
韓国・朝鮮	313	24	106	177	6	韓国・朝鮮	323	22	71	222	8	-0.9	-11.9	12.2
	100.0	7.7	33.9	56.5	1.9		100.0	6.8	22.0	68.7	2.5			
中国	289	11	62	215	1	中国	466	28	92	338	8	2.2	-1.8	-1.9
	100.0	3.8	21.5	74.4	0.3		100.0	6.0	19.7	72.5	1.7			
北米	43	3	7	33	-	北米	45	1	8	36	-	-4.8	1.5	3.3
	100.0	7.0	16.3	76.7	-		100.0	2.2	17.8	80.0	-			
タイ	37	3	4	25	5	タイ	40	7	6	27	-	9.4	4.2	-0.1
	100.0	8.1	10.8	67.6	13.5		100.0	17.5	15.0	67.5	-			
フランス	35	1	7	26	1	フランス	26	-	2	24	-	-	-12.3	18.0
	100.0	2.9	20.0	74.3	2.9		100.0	-	7.7	92.3	-			
ミャンマー	35	1	6	25	3	ミャンマー	73	1	12	59	1	-1.5	-0.7	9.4
	100.0	2.9	17.1	71.4	8.6		100.0	1.4	16.4	80.8	1.4			
その他のアジア	55	8	15	32	-	その他のアジア	199	13	24	157	5	-8.0	-15.2	20.7
	100.0	14.5	27.3	58.2	-		100.0	6.5	12.1	78.9	2.5			
その他の欧州	43	3	10	29	1	その他の欧州	66	2	13	51	-	-4.0	-3.6	9.9
	100.0	7.0	23.3	67.4	2.3		100.0	3.0	19.7	77.3	-			
その他	34	1	11	22	-	その他	35	-	2	31	2	-	-26.7	23.9
	100.0	2.9	32.4	64.7	-		100.0	-	5.7	88.6	5.7			

今回、「はじめて知った」は全体で74.2%であり、いずれの国籍でも高くなっている。このこと自体は大きな課題である。ここで平成19年度からの変化に着目してみると、「はじめて知った」の増加が大きいのは、特に、「その他のアジア」、「その他」であることがわかる。平成19年度は、国籍を振り分けており、その際には、当時まだ人口の少なかった「ネパール」、「ベトナム」は「その他のアジア」に含まれていた。今回、「ネパール」は65人の回答が得られ、「ベトナム」は73人の回答が得られている。つまり、今回の「その他のアジア」の199人のうち138人は、「ネパール」か「ベトナム」の人である。

そして、この2つの国籍の認知度をみると、やはり「はじめて知った」は高く、前掲の表の「ミャンマー」も含め、現在の区の外国人住民人口で3番目から5番目に多い国籍（p7参照）で高くなっている。

平成27年度

	n	利 用 し た こ と も あ る	利 用 し た こ と は な い	は じ め て 知 っ た	無 回 答
ベトナム	73 100.0	1 1.4	7 9.6	64 87.7	1 1.4
ネパール	65 100.0	4 6.2	7 10.8	53 81.5	1 1.5

なお、「その他」も「はじめて知った」が高くなっているが、平成19年度の「その他」と今回の「その他」では、そこに含まれた国数が今回格段に増えており（p 38参照）、やはり、国籍による違いが出てきている可能性が強いと考えられる。

依然としてどの国籍についても、もっとプラザを知ってもらふ必要はある。しかし、その中でも平成19年度とは異なる傾向が見られてきた。それは、住民の国籍構造の変化である。そのことを念頭に置きながら、情報提供時の多言語化の拡大や、より多くの人に平易な日本語を知ってもらう対策を講じることも重要である。

3 情報、ことばについて

プラザの認知度との関係で、情報やことばについて少しふれたが、そのことについて深くみることにする。

今回の調査では、外国人住民調査で、区が多言語（ルビ付き日本語・英語・中国語・韓国語）で提供している外国人向けの情報で知っているものをたずねている。結果としては、「特にない」が50.3%で、何らかの情報を知っている人は44.1%と、なかなか行き届いていない状況がみられた（p 113参照）。ここでも国籍別で見ると、多くの国籍で「特にない」は高くなっているが、例えば、「新宿生活スタートブック」や「外国語生活情報紙」では、「ベトナム」、「ネパール」の認知度は特に低く（p 114参照）、プラザの認知度の結果と似た結果がみられる。

また、必要な情報を手に入れるために新宿区にしてほしいことでは、「特にない」は12.0%にとどまり、何らかのニーズのある人は83.9%に上る。国籍別で見ると、「英語・中国語・韓国語以外の言語でも情報を伝える」は「ベトナム」、「ネパール」のほか、「ミャンマー」、「タイ」ではほかの国籍よりも高く、また、「SNS（ツイッター・フェイスブック）やメールによる発信を増やす」は「ベトナム」、「ネパール」がほかの国籍よりも高いなど、これまで述べてきた傍証を得ることができる（p 121参照）。

日本語に関して困っていることや不満なことが「ある」は58.6%と、平成19年度からの変化は大きくない（p 87参照）。日本での滞在年数が長くなるほど「ある」は減少している。日本人住民調査から見ても、外国人が生活上困っていたり不満があると思われることは、「日本語が不自由」が40.0%で最も高く、外国人住民が直面していることを、肌で感じていると考えられる。

そして、外国人住民の日本語に困っているや不満なことの内容も、割合の違いはあるものの、「日本語の新聞やお知らせを読むこと」（49.3%）、「役所や病院での説明を理解すること」（46.6%）が高く、順序としてはおおむね平成19年度と似た傾向にある（p 90参照）。

なお、区で生活していくうえで知りたい情報は、全体で、「お祭り・スポーツなどのイベント」（36.9%）、「医療や健康保険」（35.9%）、「防災や地震」（35.7%）、「税金・年金」（32.5%）、「住まい」（28.9%）、「ごみの出し方やリサイクル方法」（22.0%）などとなっている（p 116参照）。これらは、国籍別や日

本での滞在年数別でそれぞれニーズが異なる（p 118参照、p 119参照）。また、外国人住民の自由意見では、「地域のイベント情報は日本語だけ。住んでいる地域のイベント情報が外国人にはわからない」、「生活に困りごとをもたらす一番大きな原因はコミュニケーションや意思疎通、つまり言葉の問題だと思う。言葉を練習する場所や方法がもっとほしい」など、ことばへの意見も多く寄せられている。日本語を学ぶ環境づくりへの工夫、言語や提供手段の検討を行い、ターゲットに応じた効果的な情報提供を模索していく必要がある。

4 トラブル、差別や偏見について

外国人住民調査において、日本人とのトラブル経験は、平成19年度に比べて「特にない」が増加している（p 76、p 200参照）。また、日本人住民調査でも、外国人とのトラブル経験は、平成19年度に比べて「特にない」が増加している（p 166参照）。ただし、大久保、柏木ではトラブル経験のある人が多い状況もあり、地域性があることは含みおく必要がある。トラブルがある中では、外国人住民、日本人住民ともに「部屋からの声・物音のこと」、「ごみの出し方のルールのこと」が高い傾向にあることは平成19年度と変わっていない。お互いの生活習慣や文化を理解し、時には誤解があってもその誤解が解消されるよう、前述している情報提供方法の改善や話し合うことのお機会創出などを、地道に進めていく必要がある。

差別や偏見については、外国人住民調査では、日本人から外国人に対する偏見や差別は《ない》が、平成19年度に比べて増加している（p 81参照）。日本人調査では、《あると思う》が平成19年度に比べて減少したが5割強であり、「わからない」が増加している（p 170参照）。外国人住民に対する偏見や差別が必ずしも皆無になったわけではなく、また、日本人住民も差別や偏見の存在を感じていると同時に、気づかない人も増えていることから、偏見や差別の解消や撤廃はまだ道半ばであると考えられる。

偏見や差別があると感じるのは、外国人住民調査でも、日本人住民調査でも、「家（住まい）を探すとき」が最も高く一致している。しかし、それ以外は傾向が異なり、外国人住民調査では、「仕事するとき」、「公的機関などの手続きするとき」などが続いている。また、「その他」の割合も比較的高く、その内容には、「お店や買い物で」、「会話の中で」、「警察官の対応」、「まちなかで」などがあげられている（p 80、p 169、p 202、p 203参照）。これらのことは自由意見でも似たような回答は寄せられている。郵送のアンケート調査では、主に選択肢としての手続き面や制度などの要素に目が行きがちであるが、日常生活のごく身近な接触でも感じられていることを理解しておく必要がある。

5 災害時・緊急時の対応について

平成19年度から平成27年度までの間には、東日本大震災が発生し、一般論として、災害等に対する意識は高まっているといわれている。今回の調査では、外国人住民に対して、災害時の準備をたずねた。「自宅や職場から避難する場所を確認している」が39.3%、「食べ物や飲み水を備えている」が37.8%、「家族と無事を確かめ合う方法を話し合っている」が28.1%となっている。一方で、「特に何もしていない」が26.0%見られた（p 101参照）。「特に何もしていない」と回答した人の理由は、「何を準備すればいいかわからないから」が50.8%である。国籍別についてはそれぞれ国籍の人数が限られるのでふれられないが、日本での滞在期間別では、6ヵ月以上～1年未満、50年以上といった人数が少ない層を除くと、特に大きな違いはない（p 105参照）。また、町会・自治会等で防災訓練が実施されていることの参加状況は、「知らないし、参加したことはない」が57.5%と高く、こちらも日本での滞在期間別でも大きな違いはない。つまり、全体的に防災への予防意識の高揚が必要であることがわかる。

新宿区に望む災害対策には、「避難場所の掲示等を多言語にする」(48.0%)が最も高く、「緊急時に多言語の放送や誘導を行う」(44.5%)、「外国語の緊急対応パンフレットを配る」(39.1%)、「地域の防災訓練に誰もが参加しやすいようにする」(30.2%)、「地域の人同士が連絡・協力しやすいようにする」(28.9%)などの順で続いている。しかし、「避難場所の掲示等を多言語にする」、「緊急時に多言語の放送や誘導を行う」としても、「何を準備すればいいかわからないから」では、その効果は限られたものになってしまう恐れがある。

これまでふれてきた情報提供の改善とともに、万が一の災害への備えと、災害が起きたときの対処方法を的確に伝えて自助力を高めてもらい、万一の事態に冷静な対処が行えるよう、地域の防災訓練への参加を促す必要がある。

第6部 新宿区多文化共生まちづくり

会議からの提言

第6部 新宿区多文化共生まちづくり会議からの提言

新宿区多文化共生まちづくり会議

新宿区多文化共生まちづくり会議は、新宿区が多文化共生のまちづくりを総合的かつ効果的に推進するために設置された区長の附属機関である。平成24年9月から平成26年8月までの第一期会議では、「外国にルーツを持つ子どもの教育環境の向上」「災害時における外国人支援の仕組みづくり」という2つの課題について審議し、区長への答申を行った。

平成26年9月に区長から委嘱を受けた第二期会議の現委員31名は、計8回の会議において、本調査に係る調査項目の検討や調査結果の分析等を行ってきた。調査結果からは、多くの住民が新宿区が多文化共生のまちづくりに期待していることや、地域における交流の必要性を感じていることがわかった一方で、偏見や差別意識の存在、地域での交流機会がないこと、区の行政サービスの認知度の低さなど、多くの課題も浮き彫りになった。今回の調査結果から得られた諸課題を解決するためには、区の実践ととも、地域に暮らす多文化共生の当事者である私たち「地域住民」の取り組みが必要となる。また、法制度の整備等について国や東京都に求めることも多い。

これらを踏まえ、国籍や民族等の異なる人々が互いに文化的違いを認め、理解し合い、地域社会の構成員として、共に生きていく「多文化共生のまち」の実現に期待し、以下のとおり提言する。

1 新宿区に求めること

(1) 「ことば」の問題への支援

日本の生活の中で、「ことば」の問題で困っている外国人は多い（p87参照）。「ことば」の問題は、生活に必要な情報の取得、役所や病院での説明の理解、日常会話など、生活のあらゆる場面で直面する大きな課題である。「ことば」の問題で困っている外国人の一助となるよう、次のとおり取り組んでほしい。

① 日本語学習支援事業の充実

新宿区日本語教室や新宿日本語ネットワークなどの既存の日本語学習支援事業の周知を積極的に行い受講者を増やす。また、子どもや就労者等、学習者の状況に応じた支援体制（内容・場所・時間）を検討し可能な限り幅広く対応する。また、地域で活動するNPO団体や市民団体とも連携し、より効果的な支援につなげる。

② 医療や災害時等の言語支援

医療や災害時など、生命に関わる重要な場での言語支援体制を整備する。通訳の配置や、「指さし会話帳」などのツールの用意のほか、さまざまな案内の多言語化やわかりやすい日本語を使用すること。

(2) 効果的な情報提供のために

区は多言語（ルビ付き日本語・英語・中国語・韓国語）の広報紙やホームページの運営など、外国人への情報発信を積極的に行っているが、それらが効果的に機能しているとはいえない。例えば「新宿生活スタートブック」は、平成21年度から住民登録窓口（当時は外国人登録窓口）で外国

人一人ひとりに手渡しているため、それ以降に区内に居住した外国人であれば必ず一度は手にしているはずだが、その認知度は2割強にとどまっている（p113 参照）。また近年、人口が著しく増加している「ベトナム」や「ネパール」などの、言語対応がされていない国籍の方の認知度は特に低くなっている（p114 参照）。

スマートフォンやソーシャルネットワーキングサービス(以下、「SNS」という)の普及など、情報ツールが多様化するなか、区も時代に即した発信方法を随時実施・検証していく必要がある。区が有する情報ツールだけでなく、エスニックコミュニティ等の外国人コミュニティやメディアと連携した発信も効果的だろう。

また、本調査から得られた外国人のニーズに即した情報（p116 参照）や、外国人に大きな影響を及ぼす法改正についてなど、優先度の高い情報を重点的に発信するなどの工夫も求められる。区から発信される情報がより多くの外国人に伝わるよう取り組んでほしい。

① SNS(ツイッター・フェイスブック)による情報発信

SNSから情報を得ている外国人は多い。SNSの持つネットワーク性に着目し、広報紙やホームページと連動させた効果的な情報提供を行う。

② 外国人の情報ニーズの把握

「医療」「防災」「税金」等の情報が多く求められているという結果（p116 参照）は、それらの制度が十分に理解されていないことを示している。マイナンバー制度など、新たな制度がスタートするなか、継続的に外国人の情報ニーズを捉えるとともに、その制度の内容が十分に理解できるよう、わかりやすい情報提供を行う。

③ 対応言語の拡大

日本語、英語、中国語、韓国語のほか、国籍別人口の動態や情報の内容を考慮し、状況に応じて対応言語を拡大する。また、日本語での提供にあたっては、日本語での情報が十分に理解できない人に対し、平易な表現などを用いたわかりやすい日本語に配慮すること。

(3) しんじゅく多文化共生プラザの運営方法の見直し

しんじゅく多文化共生プラザ(以下、「プラザ」という)は、日本人と外国人との交流を促進し、互いの文化の理解を深める区の多文化共生の推進拠点として、平成17年9月に設置された施設である。プラザでは日本語教室や外国人相談コーナーの運営など、外国人にとって有益な取り組みを行っているが、認知度が低く、効果的に運営されているとはいえない（p123、p208 参照）。多文化共生のまちづくりを推進していくなかで、プラザの役割は極めて重要であることから、運営方法や施設の立地など、長期的な視点での見直しが必要である。

① さまざまな主体との協働による施設運営

多くの人々がプラザを拠点として主体的な活動が行えるよう、地域住民、NPO団体、外国人コミュニティ団体、市民団体、大学等研究機関、留学生等との協働による施設運営体制を整備する。

② 学生インターンの活用

新宿区には教育機関が多数あることから、教育機関と連携して学生インターンを受け入れる体制を整備し、プラザが行うさまざまな事業において彼らの力を活用していく。

③ イベント等を通じた認知度の向上

多文化共生や国際交流への関心の有無を問わずに参加できるようなイベントなど、プラザの認知度を向上させるような取組みを行う。また、特にプラザの認知度が低かった国籍に対応した言語のチラシ・パンフレット等を作成し、日本語学校をはじめそれらの国籍の外国人住民が集まる場所などに配架すること。

④ 施設設置場所について

現在の設置場所(歌舞伎町2-44-1ハイジア11階)は、利用者が来館しやすい環境ではない。ビルの11階という立地のほか、賃貸物件であるため施設利用についてもさまざまな制約がある。外国人住民が多い地域への移転や新たな拠点の設置など、利用者の利便性を考慮した設置場所の見直しを望む。

(4) 偏見や差別の解消に向けて

日本人からの偏見や差別意識は依然として存在している(p80、p169、p202参照)。特に「家(住まい)を探すとき」は、偏見や差別を感じた経験があると回答した外国人の5割強(p80、p202参照)、偏見や差別があると思うと回答した日本人の4割強に及んでおり(p169、p203参照)、平成19年度の調査と同じく高い割合となっている。

区がリーダーシップを発揮し、偏見や差別の解消に向けた取組みを行う必要がある。

① 不動産業者・大家との連携

「家(住まい)を探すとき」に偏見や差別を感じた外国人が多かったことは、外国人であることを理由に入居を断られたなどの経験からきていると考えられる。不動産業界においても外国人への部屋の貸出しに関する取組みを始めているが、区と不動産業者・大家が連携し、外国人がより部屋を借りやすい環境をつくっていくことが求められる。

② 多文化共生意識の普及啓発

多文化共生意識と偏見や差別意識は大きく関連する。学校や地域イベント等を通じて、幅広い世代に向けた多文化共生意識の普及啓発に取り組むことによって偏見や差別の解消に繋がっていく。

(5) トラブル防止のために

区全体で見ると、日本人と外国人のトラブル経験の割合は日本人・外国人ともに平成19年度と比較して減っている(p75、p166、p200参照)が、日本人と外国人の接点が多い大久保地域・柏木地域での割合は依然として高い(p168参照)。また、生活習慣の違いによる心配事を日本人が抱えていることもわかった(p154参照)。

トラブルを内容別で見ると「ごみの出し方のルールのこと」「部屋からの声・物音のこと」の割合が高いが、これらの生活習慣に関するルールは、各々の国の文化等に大きく影響されるものであることや、新宿区に居住する住民の多様性や流動性の高さについて考慮する必要がある。また、トラブルの背景には日本人と外国人の間のコミュニケーションの問題も存在するだろう。これらのトラブルを検証するとともに、防止に向けた継続的かつ効果的な取組みを行う。

① ごみの出し方についての詳細なチラシ・パンフレットの作成

ごみの分別方法は国によってさまざまであるほか、日本国内においても自治体や地域によって違いがある。現在、区ではごみの出し方に関する多言語でのチラシ・パンフレットを作成しているが、多様な人々が暮らす新宿区の特性を踏まえ、「なぜこのように分別するか」などの理由が説明されたチラシ・パンフレットを作成し、住民登録の窓口での配布など、区での生活をスタートする段階で周知すること。

② 声・物音など住まいに関するトラブルを防ぐための仕組みづくり

住宅が密集していることや建物の構造などから、声・物音などの住まいに関するトラブルは日本人同士でも起こる。しかし、日本人と外国人の間では、コミュニケーションの問題や偏見からそのトラブルが大きくなってしまふことがある。区が不動産業者・大家と連携し、これらの住まいに関するトラブルを未然に防ぐための仕組みを整備すること。

(6) 町会・自治会等への支援

地域における最も基礎的なコミュニティは町会・自治会である。母国とは異なる環境で生活する外国人が地域で孤立しないためには、地域コミュニティを介した顔の見える関係を構築する必要がある。一方、地域社会においては、外国人の力は地域の活性化につながるという利点となる。本調査において、「ことばの問題」や「きっかけがない」ために外国人が自ら進んで町会・自治会の地域活動に参加することが難しいことがわかった（p60 参照）。そこで、外国人住民が町会・自治会の地域活動に参加するための「きっかけづくり」、参加しやすい「環境づくり」のために、区が町会・自治会への支援を行い、外国人の地域参加につなげていくことが求められる。

① 町会・自治会等に関する情報提供

町会・自治会などの地域コミュニティの役割や意義などをまとめた多言語のチラシ・パンフレットを作成し、外国人に広く周知する。

② 地域活動への外国人参加の促進

町会・自治会などが実施する地域活動のチラシの多言語化や通訳の手配等の支援を行い、外国人が地域活動に参加しやすい環境をつくる。

2 私たち「地域住民」にできること

(1) 地域社会の一員として

「日本人」「外国人」を問わず、同じ地域で生活する私たち一人ひとりが地域社会を構成する一員であるという認識を共に持ちたい。例えば、災害時には日本人も外国人も共に被災者となり、国籍に関係なく互いに助け合う必要があるだろう。普段から共に汗をかき、知恵を出し合い、いざというときに助け合える関係をめざしていきたい。

(2) 互いの違いを認め合う

日本人と外国人の間には生活習慣や文化などの「違い」があり、そのことに起因するトラブルが起きていることも事実である（p166 参照）。その「違い」を知り、認め合うことから始め、課題を解決していけるような地域社会をつくっていききたい。

3 国や東京都に求めること

高度人材の受入れ開始や、2020年オリンピック・パラリンピック東京大会の開催など、中長期的な外国人の増加が見込まれるなか、国や都はどのような将来像を描くのだろうか。現行の法制度のもとでは、支援が十分に受けられず弱い立場になっている人々が多くいることから、早急な法制度の整備や専門機関の設置が望まれる。また、子どもの教育環境の整備などの課題に対して期待することも多い。

新宿区などの外国人集住地域は、それぞれの状況にあわせ、独自の多文化共生施策を実施している。これらの実践を参考にするとともに、外国人と日本人という二項対立ではなく、共に地域を構成する一員であるという視点に立って検討してほしい。

4 おわりに

本提言では、区には日本語学習支援、情報発信、プラザの運営などすでに実施している事業をより効果的なものにする、国や都には多文化共生に係る専門機関の設置や法整備が望まれることを提言した。また、新宿区多文化共生まちづくり会議の委員一人ひとりも地域の一員であることから「私たち『地域住民』にできること」としてその決意を述べた。

今回の調査の対象としきれなかった就労や貧困、難民の方々に関する課題のほか、回答が得られなかったなかにも多くの課題が埋もれていると考えられる。また、第一期会議で審議した「外国にルーツを持つ子どもの教育環境の向上」や「災害時における外国人支援の仕組みづくり」のふたつの課題についても、区には提言の具体化に向けて引き続き取り組んでほしい。これらの課題一つひとつに地道に取り組むことで、私たちが理想とする「多文化共生のまち」に近づいていこう。

次回の調査では新宿区が、より住民の多様性を尊重し、多様であることを力とする「多文化共生のまち」として進化していることを期待したい。

